

令和2年木造建築士試験
「設計製図の試験」の合否判定基準等について

1. 合否判定基準

木造建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における令和2年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

設 計 課 題	「専用住宅（木造2階建て）」
採点のポイント	(1) 架構計画（平面計画に対応した柱、横架材、小屋組等の構成） (2) 耐震性に対する配慮 (3) 木拾いに関する知識 (4) ・ 柱杖 <small>はしらづえ</small> に関する知識（柱杖図 <small>はしらづえ</small> を選択した場合） ・ 矩計に関する知識（矩計図を選択した場合） (5) 要求図書の表現 (6) 設計条件・要求図書に対する重大な不適合 ①要求図書のうち図面が1面以上未完成 ②図面相互の重大な不整合
採点結果の区分等	○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階区分とする。 ランクⅠ：「知識及び技能」 [*] を有するもの ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの ランクⅣ：設計条件・要求図書に対する重大な不適合に該当するもの [*] 「知識及び技能」とは、木造建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。 ○採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。 ランクⅠ：72.1%、ランクⅡ：4.8%、ランクⅢ：17.2%、ランクⅣ：5.9%
合 格 基 準	採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。

2. その他

試験問題及び標準解答例は、当センターホームページに掲載します。